

沖縄県と国立大学法人琉球大学との包括連携・協力に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を包括的に強化し、地域社会への一層の貢献に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「沖縄21世紀ビジョン」で示された目指すべき将来像の実現や将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための地方創生の着実な推進などに向けて、甲及び乙の包括的な連携の下、両者が有する資源の効果的な活用と、緊密な連携・協力により、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、「沖縄21世紀ビジョン」や地方創生などの推進について甲が策定した計画や戦略、方針等を踏まえつつ、次の各号に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 環境の保全及び緑化の推進に関する事
- (2) 文化の振興に関する事
- (3) 保健医療、福祉の向上に関する事
- (4) 共助・共創型地域づくりの推進に関する事
- (5) 観光リゾート産業や農林水産業をはじめとする各種産業、科学技術の振興に関する事
- (6) 雇用創出、若者定着の取組に関する事
- (7) 離島の振興に関する事
- (8) 国際交流の推進に関する事
- (9) 教育、人材育成に関する事
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、別途定める。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（連絡調整窓口）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲及び乙のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

（その他）

第8条 本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別分野での連携・協力を行っている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月14日

甲 沖縄県知事

翁長雄志



乙 国立大学法人琉球大学長

大城

